

## 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準

文部科学大臣決定	平成16年3月31日
改正	平成26年8月 1日
改正	令和元年7月 1日
改正	令和3年3月31日
改正	令和4年4月 1日
改正	令和5年6月 5日

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号。以下「法」という。）第二十二条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条の五第二項並びに国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第二条の規定を実施するため、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資（法第三十四条の四第一項に規定される指定国立大学法人（以下「指定国立大学法人」という。）の法第三十四条の五における出資を含む。）に関する認可基準及び認可申請書の様式等を次のように定める。

第一条 文部科学大臣は、法第二十二条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条の五第二項の認可に係る申請の内容が次に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、これを認可するものとする。

### 一 出資の相手方に関すること。

イ 出資の相手方が次に掲げる者のいずれかに該当すること。

- (1) 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号。以下「令」という。）第三条第二項第一号又は第二号に規定する事業（以下「成果活用促進事業」という。）を行う者であって、出資を行おうとする国立大学法人又は大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）と連携関係のあるもの（以下「成果活用促進事業者」という。）であること。
- (2) 令第三条第二項第三号に規定する事業を行う者（以下「承認TL0」という。）であって、出資を行おうとする国立大学法人等と提携関係のあるものであること又は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十九条第一項の規定に基づき、認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画に従って特定研究成果活用支援事業を実施する者（同法第二十条第一項の変更の認定を受けた者を含む。以下「認定特定研究成果活用支援事業者」という。）であって、出資を行おうとする国立大学法人等と連

携関係のあるものであること。

- (3) 法第二十二条第一項第六号に規定する事業（以下「教育研究施設管理等事業」という。）を行う者であって、出資を行おうとする国立大学法人等と連携関係のあるもの（以下「教育研究施設管理等事業者」という。）であること。
- (4) 令第三条第一項第一号又は第二号に規定する事業（以下「研究成果活用事業」という。）を行う者であって、出資を行おうとする国立大学法人等と連携関係のあるもの（以下「研究成果活用事業者」という。）であること。
- (5) 法第三十四条の五第一項に規定する事業（以下「指定国立大学研究成果活用事業」という。）を行う者であって、出資を行おうとする指定国立大学法人と連携関係のあるもの（以下「指定国立大学研究成果活用事業者」という。）であること。
- 出資の相手方が成果活用促進事業者、教育研究施設管理等事業者、研究成果活用事業者又は指定国立大学研究成果活用事業者（以下「成果活用促進事業者等」という。）である場合は、当該事業者が、株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、学校法人その他の法人（日本国内に住所又は居所を有する外国法人を含む。）のいずれかであり、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) 当該事業者が次のいずれにも該当しないこと
- (i) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に指定する暴力団員（以下この(i)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者
- (ii) 法若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (2) 当該事業者の役員が次のいずれにも該当しないこと
- (i) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (ii) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (iii) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の

規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(iv) 暴力団員等

ハ 出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合は、成果活用促進事業、教育研究施設管理等事業、研究成果活用事業又は指定国立大学研究成果活用事業（以下「成果活用促進事業等」という。）の実施に係る次に掲げる要件を満たし、当該事業を適切に実施することが認められること。

(1) 成果活用促進事業者等の要件に関する事項

成果活用促進事業者等は、本事業の趣旨に沿った運営を図ることができること。

(2) 成果活用促進事業等の内容及び実施方法に関する事項

(i) 成果活用促進事業等に必要とされる業務内容

成果活用促進事業者等は成果活用促進事業等を自らにおいて行うか、又は当該事業の一部を適確かつ円滑に実施することができる委託先に委託すること等により、責任をもって遂行すること。

(ii) 経営方針の策定及び中長期的事業計画の作成

成果活用促進事業者等は、基本的な経営方針を策定するとともに、将来にわたって当該事業を存続させることを前提として、当該事業の実施に関する中長期的な事業計画を作成すること。

(iii) 適切な人材の確保

成果活用促進事業者等は、事業を適確かつ確実に遂行するため、業務全体の内容を責任を持って監督し得る能力を有する常勤の役職員を一名以上確保すること。また、実施する業務に関し豊富な知識や十分な能力がある者を配置するよう努めること。

(iv) その他

成果活用促進事業等以外の事業を同一の主体が併せて営む場合は、成果活用促進事業等に係る取引とそれ以外の事業に係る取引に関する経理を区分するなど成果活用促進事業等に係る経理を明確化すること。

(3) 国立大学等における学術研究の特性その他成果活用促進事業等の実施に際し配慮すべき事項

(i) 国立大学等における学術研究の特性等への配慮

成果活用促進事業者等は、常に、国立大学又は大学共同利用機関（以下「国立大学等」という。）の主体性や研究者等の自主性を尊重するとともに、国立大学等が行う教育や学術研究に支障を来すことのないよう十分に配慮すること。

(ii) 民間事業者等への配慮

成果活用促進事業者等は、本事業が国立大学等における研究活動の成果を効率的に社会に還元するものであることに鑑み、成果活用促進事業等と類似の事業を行う者の活動を不当に妨げることがないよう配慮すること。

加えて、研究成果の活用に関する情報の提供及び実施許諾等に際し、中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをすることのないよう配慮すること。

ニ 出資の相手方が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類を出資を行おうとする国立大学法人等に提出していること。

(1) 出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合

第三条第一号から第三号までに掲げる書類

(2) 出資の相手方が承認 TL0 である場合

(i) 認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款

(ii) 認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類

(iii) 当該出資に係る株式の発行を決定した取締役会議事録又は持分の取得の承認若しくは出資の引受をする権利の取得の決議をした社員総会議事録

(iv) 出資の相手方となる承認 TL0 が設立中であるか、又は設立後一年を経過していない場合には、特定大学技術移転事業の実施に関する計画承認実施要綱（平成十四年文部科学省・経済産業省告示第十四号）様式第一別表三（特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法）に従って作成した書類

(3) 出資の相手方が認定特定研究成果活用支援事業者である場合

(i) 認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書）又はこれに準ずるもの

(ii) 認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類

(iii) 当該出資に係る株式の発行を決定した取締役会議事録

(iv) (i)から(iii)までに掲げるもののほか、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省・経済産業省令第四号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき文部科学大臣及び経済産業大臣に提出した書類

ホ 出資の相手方が、出資を行おうとする年度の前年度までの出資の相手方の累積損益が黒字であるか、又は赤字である場合には次のいずれかに該当

すること。

- (1) 三年間程度のうちに損益の状況が相当程度改善することが見込まれること。
  - (2) 特定大学技術移転事業又は特定研究成果活用支援事業の充実・拡大が具体的に見込まれること。
  - (3) 出資が赤字補填の目的ではなく、かつ、(1)又は(2)に準ずる特段の事由があること。
- ヘ 出資の相手方が、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第五条第二項により承認を取り消されるおそれがないこと又は産業競争力強化法第二十条第二項又は第三項により認定を取り消されるおそれがないこと（出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合を除く。）。
- ト 出資の相手方が、支払不能や債務超過による破産、会社更生、民事再生等の手続き開始のおそれがないこと、かつ、銀行取引停止処分を受けていないこと。
- チ 出資の相手方が、認定特定研究成果活用支援事業者である株式会社（以下「認定法人」という。）であって、出資の財源が国立大学法人法第七条第二項に基づき政府から国立大学法人等に出資された資金（以下「政府出資金」という。）である場合にあっては、国立大学法人等が当該株式会社の議決権の総数の三分の二以上の数の議決権を保有すること。
- リ 出資の相手方が、認定特定研究成果活用支援事業者である投資事業有限責任組合（以下「認定組合」という。）であって、出資の財源が政府出資金である場合にあっては、認定法人が無限責任組合員として業務を執行するものに限ること。

## 二 出資の財源に関すること。

- イ 出資の財源及び出資額について、次に掲げる事項を満たしていること。
- (1) 出資の財源として運営費交付金相当額を充てていないこと。
  - (2) 出資額が、当該国立大学法人等の自己収入総額から運営費交付金の算定の対象となる自己収入相当額を控除し、法第三十五条の規定により読み替えて準用される独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第二項の繰越欠損金があるときはその金額を減じた額、同条第三項の剰余金があるときはその金額を加えた額の範囲内であること。ただし、政府出資金を財源とする出資を行う場合においては、この範囲を超える額とすることを妨げるものではない。
- ロ 出資の相手方が認定特定研究成果活用支援事業者であって、出資の財源

が政府出資金である場合にあっては、次に掲げる事項を満たしていること。

- (1) 認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業全体について、認定組合と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給（以下「民間出融資」という。）が行われるものであるとともに、支援の対象となる個別の特定研究成果活用事業についても、認定組合と協調して民間出融資が行われるものであること（創業者（産業競争力強化法第二条第二十九項に規定する創業者をいう。）が実施する特定研究成果活用事業その他特別の事情により民間出融資が行われることが困難であると認められる特定研究成果活用事業を支援の対象とする場合を除く。）。
- (2) 既に政府出資金を財源として出資した認定組合（以下「既政府出資認定組合」という。）がある場合にあっては、新たに出資しようとする認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業全体に係る民間出融資の割合が、既政府出資認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業全体に係る民間出融資の割合を超えると見込まれること（新たに出資しようとする認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業の支援の対象が既政府出資認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業の支援の対象と異なる場合又は景気の変動その他特別の事情により民間出融資の割合を高めることが困難であると認められる場合を除く。）。
- (3) 認定法人又は認定法人が無限責任組合員として業務を執行する認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業については、類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないよう配慮し、民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保しながら、率先して支援を行うものであること。
- (4) 既政府出資認定組合がある場合であって、新たに当該既政府出資認定組合以外の認定組合に対する出資を行うに当たっては、当該認定組合が認定を受けた日から六月以降は既政府出資認定組合から特定研究成果活用事業者に対する新たな資金供給を行わないことが見込まれること（既政府出資認定組合が既に資金供給を行っている特定研究成果活用事業者に対して追加で資金供給を行う場合を除く。）その他既政府出資認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業に基づく資金供給が円滑かつ確実に実施されると認められること。
- (5) 認定法人又は認定組合の無限責任組合員たる法人は、個人及び特定研究成果活用事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ情報公開を一般に行うとともに、認定特定研究成果活用支援事業者に出資する国立大学法人等や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、その事

業の透明性を確保することであること。

### 三 出資を行おうとする国立大学法人等に関すること。

イ 出資に当たって、役員会の議を経る他経営協議会の審議を経ていること。  
その際には、役員会及び経営協議会それぞれの議事録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていること。

ロ 役員会及び経営協議会等の国立大学法人等の所要の手続を経る際に、出資の相手方となる成果活用促進事業者等、承認 TLO 又は認定特定研究成果活用支援事業者の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果さないようする等の配慮がなされていること。

ハ 国立大学法人等が他の個人や企業等から寄附を受けて出資を行おうとする場合には、国立大学法人等の所要の手続を経る際に、寄附を行う個人や企業等の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。

ニ 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たっては、国立大学法人等において出資事業に関する部局の間で適切な役割分担がなされた上で、次に掲げる全学的な体制が構築されていること（当該国立大学法人等が指定国立大学法人である場合を除く。）。

(1) 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程を定めていること。

(i) 資金運用管理にあたっての基本方針

(イ) 運用の目的

(ロ) 運用の目標

(ハ) 運用の範囲

(二) 運用の方法

(ii) 運用管理体制等

(イ) 運用の評価

(ロ) 資金運用管理委員会

(ハ) 資金の運用

(二) 運用報告

(ホ) 見直し

(2) 次に掲げる事項を満たした資金運用管理委員会を設置していること。

(i) 五人以上の委員からなり、うち一人以上は業務として二年以上の資金運用の実務経験者とすること。

(ii) 委員のうち、二人以上は、学外委員とすること。また、学外委員のうち一人以上は、当該国立大学法人等の同窓会の会員又は当該国立大学法人等に対して寄附を行った者とすること。

- (iii) 四半期に一度以上開催すること。
- (3) 資金運用を担当する役員及び複数名の職員が配置される見込みであること。また、資金運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則を定めること。
- (4) 半期に一度、資金運用管理委員会の実施状況、運用実績等について国立大学法人等において判断する適切な方法により公開すること。
- (5) 会計監査人及び監事の監査を受けること。
- ホ 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たって、出資の財源が政府出資金である場合にあっては、次に掲げる要件を満たす委員会が設置されていること。
- (1) 委員会は、当該国立大学法人等の役職員以外の者であって、特定研究成果活用支援事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有する者により構成されていること。
- (2) 委員会は、当該国立大学法人等の求めに応じ、特定研究成果活用支援事業の実施体制、実施方針及び実施状況について必要な助言を行うこと。
- ヘ 国立大学法人等が指定国立大学研究成果活用事業者に対して出資を行う場合は、当該国立大学法人等は出資の相手方となる事業者の無限責任社員とならないこと。

#### 四 出資に係る給付及び取得株式の価額等に関すること。

- イ 出資に係る給付が知的財産等の現物出資である場合は、その評価額が市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。
- ロ 国立大学法人等が出資によって取得する株式の評価額が、市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。
- ハ 出資に係る給付及び取得株式の対価関係が、合理的な範囲内のものであること。
- ニ 国立大学法人等が出資によって取得する株式が議決権制限株式や劣後株等である場合は、合理的な理由に基づくものであること。
- ホ 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資する場合における出資額については、当該事業者に係る特定研究成果活用支援事業計画等に鑑み、適切な規模のものであること。

第二条 国立大学法人法施行規則第二条第一項及び第四項に規定する申請書の様式は別記様式第一のとおりとする。

第三条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 出資の相手方が株式会社である場合は、当該出資に係る株式の発行を決定した際の当該決定に係る取締役会議事録、特例有限会社である場合には、国立大学法人等の当該出資に係る持分の取得を承認した際又は当該出資の引受をする権利の取得を決議した際の当該承認又は決議に係る社員総会議事録、その他の法人である場合にはこれらに準ずる書類
- 二 当該出資に係る国立大学法人等の役員会及び経営協議会の議事録
- 三 出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合は、申請者である国立大学法人等（ホにおいて「申請者」という。）が出資を行おうとする成果活用促進事業者等（これらを設立しようとする者である場合を含む。）（以下「出資先法人」という。）に関する次に掲げる書類（ハからリまでに掲げる書類については、出資の相手方が成果活用促進事業者である場合に限る。）
  - イ 出資の相手方となる成果活用促進事業等を実施する者の認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款（成果活用促進事業等を実施する者が設立中の場合は、定款その他の基本約款の案）
  - ロ 出資の相手方となる成果活用促進事業等を実施する者が設立後一年以上を経過している場合にあっては、出資の相手方となる成果活用促進事業等を実施する者の認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類
  - ハ 出資先法人の役員（出資先法人を設立しようとする者である場合にあっては、出資先法人の役員になろうとする者）が成果活用促進事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを証する書類
- ニ 出資先法人が成果活用促進事業を円滑かつ確実に実施することができる体制を有することを証する書類
- ホ 出資先法人に対する成果活用促進事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助が見込まれることその他の当該法人と申請者との間の連携協力体制を説明する書類
- ヘ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める書類
  - (1) 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）を必要とする場合 当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類
  - (2) 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。）をしなければならない場合 当該届出したこと又はこれをすることができること

- とを証する書類
- ト 出資先法人が実施する成果活用促進事業の収益の目標を定める書類
- チ 出資先法人が支援を行う対象となる民間事業者及び当該支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定める書類
- リ 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類
- ヌ 出資先法人が次のいずれにも該当しないことを証する書類
- (1) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (2) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ル 出資先法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (3) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (4) 暴力団員等
- ヲ 第一条第一号ハ(2)(ii)に定める出資の相手方となる成果活用促進事業者等が策定する基本的な経営方針及び中長期的事業計画
- ワ 第一条第二号ロ(1)、(2)及び(4)に定める事項が確認できる書類
- カ 第一条第三号ホに定める事項が確認できる書類
- ヨ 別表1に定める成果活用促進事業者等の要件を記載した書類
- タ 別表2に定める成果活用促進事業等の内容及び実施方法を記載した書類
- レ 別表3に定める成果活用促進事業等の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載した書類

第四条 出資の相手方が指定国立大学研究成果活用事業者である場合は、第一条の認可を受けた指定国立大学法人は、当該認可に係る出資の相手方の各事業年度における指定国立大学研究成果活用事業の実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、文部科学大臣に別記様式第二により報告をしなければならない。

2 出資の相手方が指定国立大学研究成果活用事業者である場合は、第一条の

認可を受けた指定国立大学法人は、文部科学大臣から当該出資及び当該出資の相手方の指定国立大学研究成果活用事業の実施に関し必要な資料を求められた場合は、当該資料を提出するものとする。

附 則

この決定は、平成十六年四月一日から実施する。

附 則

この決定は、平成二十六年八月一日から実施する。

附 則

この決定は、令和元年七月一日から実施する。

附 則

この決定は、令和三年四月一日から実施する。

附 則

この決定は、令和四年四月一日から実施する。

附 則

この決定は、令和五年六月六日から実施する。

別記様式第一

出資に係る認可申請書

年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

国立大学法人法  
$$\begin{cases} \text{第22条第2項} \\ \text{第29条第2項} \\ \text{第34条の5第2項} \end{cases}$$
の規定に基づき、下記の計画について  
認可を受けたいので、申請します。

記

1. 出資先

- (1) 名称
- (2) 住所又は居所
- (3) 代表者名

2. 出資に係る財産の内容及び評価額（財源）

3. 出資を行おうとする時期

4. 出資を必要とする理由

5. 出資の認可の申請に係る手続きについて

6. 認定特定研究成果活用支援事業者が行う事業が適正に執行されるよう、国立  
大学法人等がとる措置

7. 株式等について

- (1) 取得予定の出資先の株式会社の株式数又は特例有限会社の出資口数
- (2) 取得予定株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況
- (3) 国立大学法人等の取得予定の株式又は持分が、出資先の発行済株式の総数

又は資本に占める割合（設立中の法人については発行予定株式数の総数又は予定される資本に占める割合）

- (4) 国立大学法人等が既に所有している出資先の株式会社の株式数又は特例有限会社の出資口数
- (5) 国立大学法人等が既に所有している出資先の株式の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況
- (6) 国立大学法人等が既に所有している出資先の株式又は持分が、出資先の発行済株式の総数又は資本に占める割合

## 【連絡先】

担当者名

電話番号

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## (記載要領)

- (1) 「2. 出資に係る財産の内容及び評価額（財源）」には、現物出資の場合は、その評価額及び評価額の算定根拠を記入すること。必要であれば参考資料を添付すること。また、出資を行う財源についても記入すること。【例（寄附金、受託研究の間接経費、剰余金）】
- (2) 「4. 出資を必要とする理由」には、出資先において、前年度までの累積損益が赤字である場合は、出資先の累積損益の改善見込み及び今後の事業計画において国立大学法人等が当該出資先に出資する必要性を記載すること。
- (3) 「5. 出資の認可の申請に係る手続きについて」には、国立大学法人等の手続きの経過を記載すること。出資の相手先の関係者が手続きに関与した場合は、必ずその詳細を記入すること。
- (4) 「6. 認定特定研究成果活用支援事業者が行う事業が適正に執行されるよう、国立大学法人等がとる措置」については、第一条第三号ニに掲げる事項に係ることについて記入すること。
- (5) 「7. (2) 取得予定株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況」には、取得予定株式の取得後における国立大学法人等に係る出資先の議決権の状況が明瞭になるように、取得予定の株式に劣後株等が含まれる場合は、株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況を記入すること。
- (6) 「7. (5) 国立大学法人等が既に所有している出資先の株式の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況」には、既に株式を所有している場合は、所有している株式（劣後株が含まれる等）の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況を記入すること。

別表 1

成果活用促進事業等を実施する者の要件に関する事項

1. 名称
2. 所在地（注 1）
3. 代表者
4. 連絡先
5. 設立年月日（予定年月日）
6. 出資金及び出資者等の構成（注 2）
7. 役員の構成（注 3）
8. 組織（注 4）
9. 役職員数（注 5）

	成果活用促進事業等に 従事する役職員数	全役職員数
常勤役職員（注 6）  (うち、実施する業務に関する専門的知識・能力を有する者)	名  (　　名)	名  (　　名)
非常勤役職員  (うち、実施する業務に関する専門的知識・能力を有する者)	名  (　　名)	名  (　　名)
合計  (うち、実施する業務に関する専門的知識・能力を有する者)	名  (　　名)	名  (　　名)

- (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- (注 1) 成果活用促進事業等を実施する本拠となる場所の住所を記載する。
- (注 2) 一般社団法人又は一般財団法人の場合は、基金の額及び出えん者の構成を記載する。学校法人の場合は、基本金の額を記載する。
- (注 3) 常勤・非常勤の区別が明らかになるよう記載する（なお、ここでいう「常勤」の意味については、注 6 参照）。また、役員の略歴を記載した資料を添付する。
- (注 4) 組織図を添付する。
- (注 5) 「実施する業務に関する専門的知識・能力を有する者」を他の職員と

区別して記載する。また、該当する者の略歴を記載した資料を添付する。

(注6) 「常勤」とは、成果活用促進事業等を実施する者との契約関係・身分関係の別を問わず、同事業を実施する場所を主たる勤務先とすることをいう。

別表 2  
成果活用促進事業等の内容及び実施方法

1. 成果活用促進事業等の具体的内容
2. 国立大学等における学術研究の特性等への配慮の具体的な内容
3. 民間事業者等への配慮の具体的な内容

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別表3

成果活用促進事業等の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 成果活用促進事業等の運営に伴い見込まれる収入及び費用

(単位：千円)

	年度	年度	年度	年度	年度	年度
営業収入 (A) ○○収入 (a) その他収入 (b)						
営業費用 (B) 人件費 (c) ○○経費 (d) その他経費 (e)						
経常利益 (C = A - B)						
法人税等 (D)						
税引後損益 (E = C - D)						
累積損益 (F)						

2. 成果活用促進事業等の実施に必要な資金の調達方法

(単位：千円)

	年度	年度	年度	年度	年度	年度
内部留保計 (G)						
経常利益 (C)						

償却費戻入 (e')					
支払税等 (D')					
財務収入計 (H) 出資金 (f) 国立大学法人からの出資金 (g) その他出資金 (h) ○○収入 (a' ~ b') 借入金 (i)					
財務支出計 (I) 創業費 (j) 設備投資 (e'') 借入金返済 (i')					
財務収支 (J = H - I)					
期末現金残高 (K = G + J)					
借入金残高 (L)					

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注)

1. 少なくとも 5 期以上について記載する。
2. 金融機関からの融資期待がある場合で、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの債務保証の期待がある場合は、その旨を記載する。
3. 本表は一つの例を示したものであり、適宜修正も可とする。

別記様式第二

令和〇年度における指定国立大学研究成果活用事業者の業務の実施状況報告書

〇大〇第〇号

年月日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

〇年〇月〇日付け文科〇第〇号において認可を受けた出資の相手方である指定国立大学研究成果活用事業者の指定国立大学研究成果活用事業の令和〇年度の実施状況を下記の通り報告します。

記

1. 指定国立大学研究成果活用事業の実施の状況

2. 国立大学等における学術研究の特性等への配慮の状況

3. 民間事業者等への配慮の状況

4. 指定国立大学研究成果活用事業の運営に伴う令和〇年度における収入及び費用の実績

(単位：千円)

	令和 年度実績	当初予定	差異
営業収入 (A) 〇〇収入 (a) その他収入 (b)			
営業費用 (B) 人件費 (c) 〇〇経費 (d) その他経費 (e)			

経常利益 (C=A-B)			
法人税等 (D)			
税引後損益 (E=C-D)			
累積損益 (F)			

(注) 本表の項目は一つの例を示したものである。項目については、提出されている別記様式第一別表3の項目に合わせること。

## 5. 指定国立大学研究成果活用事業の実施に必要な資金の令和〇年度における調達実績

(単位：千円)

	令和 年度実績	当初予定	差異
内部留保計 (G) 経常利益 (C) 償却費戻入 (e') 支払税等 (D')			
財務収入計 (H) 出資金 (f) 国立大学法人からの出資金 (g) その他出資金 (h) ○○収入 (a' ~ b') 借入金 (i)			
財務支出計 (I) 創業費 (j) 設備投資 (e', ) 借入金返済 (i')			
財務収支 (J=H-I)			

期末現金残高 (K=G+J) )			
借入金残高 (L)			

(注) 本表の項目は一つの例を示したものである。項目については、提出されている別記  
様式第一別表3の項目に合わせること。

6. 指定国立大学研究成果活用事業以外の事業を同一の主体が併せて営む場合は、その指定国立大学研究成果活用事業以外の事業の実施の状況や財務に関する状況

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。